



令和4年10月24日
国土交通省 東北運輸局 山形運輸支局

一般乗合旅客自動車運送事業者に対し文書による 警告を発しました。

令和4年9月29日に東北運輸局及び東北運輸局山形運輸支局が下記の一般乗合旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、山形運輸支局長は文書による警告を発しましたのでお知らせします。

なお、警告書の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：山交バス 株式会社 代表取締役社長 高橋 智
(法人番号：4390001002259)
山形県山形市清住町1丁目1-20

営業所：山形営業所
山形県山形市清住町1丁目1-20

2. 行政処分等年月日 令和4年10月24日

3. 行政処分等の概要

(1) 文書警告

4. 違反の概要

(1) 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局山形運輸支局 輸送・監査部門

担当：加藤、米田

TEL：023-686-4711（3をプッシュ）